

事例番号:300030

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

3回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 29 週- 血圧の上昇を認める、胎児発育がほとんど認められない

妊娠 35 週 3 日 性器出血・破水感あり入院、pH キット(-)、胎児心拍数陣痛図で
基線細変動の消失、変動一過性徐脈の散発および高度遅発
一過性徐脈を認める、翌日退院

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 5 日

3:50 陣痛発来、破水のため入院

4) 分娩経過

妊娠 35 週 5 日

3:54- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の消失、変動一過性徐脈の散発、
高度遅発一過性徐脈を認める

4:15 血圧 190/100mmHg

4:25 経膈分娩

分娩後 1 日 尿蛋白(+)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 5 日

(2) 出生時体重:1520g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:不明

(4) アプガースコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生：実施せず

(6) 診断等：

出生当日 新生児心不全、低血糖、動脈管開存症、肺高血圧症、新生児一過性多呼吸、低出生体重児、早産

生後 6 日 動脈管結紮術実施

(7) 頭部画像所見：

生後 8 日 頭部超音波断層法で脳室の拡大

生後 9 日 頭部超音波断層法で脳室周囲白質の輝度上昇 (PVE II 度)

生後 14 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症 (PVL) の所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名

看護スタッフ：看護師 1 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠中から分娩経過中のいずれかの時期に生じた胎児の脳の虚血（血流量の減少）により脳室周囲白質軟化症 (PVL) を発症したことである。

(2) 胎児の脳の虚血（血流量の減少）の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性がある。

(3) 出生後の低血糖および動脈管開存による循環動態の変化によって生じた脳虚血（血流量の減少）が、PVL 発症の増悪因子となった可能性がある。

(4) 胎盤機能不全が脳の虚血（血流量の減少）の背景因子である可能性も否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 子宮底長および超音波断層法の値より胎児発育不全と診断せず経過観察をしたことは一般的ではない。

- (2) 妊娠 35 週 3 日の性器出血、破水感に対し入院管理としたこと、およびリストレストの実施、子宮収縮抑制薬の投与、抗菌薬の投与は一般的である。
- (3) 妊娠 35 週 3 日、35 週 4 日の胎児心拍数陣痛図の所見で基線細変動の消失、高度遅発一過性徐脈の出現が認められる状況で、急速遂娩を実施せず、経過観察したことは劣っている。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 35 週 5 日入院後の胎児心拍数陣痛図でレベル 5 (異常波形・高度) が認められる状況で、急速遂娩を行わず、経陰分娩として経過観察したことは劣っている。
- (2) 妊娠 35 週 5 日の分娩経過中に、血圧 190/100mmHg と高血圧が認められた状況で、注射用トトラジン塩酸塩を投与したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後の対応(保育器に収容、酸素投与)は一般的である。
- (2) 早産、および「未熟児」であることから、A 高次医療機関 NICU へ搬送を依頼したことは医学的妥当性がある。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読と対応を、今後は「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して習熟することが望まれる。
- (2) 胎児発育不全(FGR)のスクリーニング、取り扱いについて、今後は「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に基づいて管理を行うことが望まれる。
- (3) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、診療録に、妊産婦に関する基本情報(身長、飲酒歴、喫煙歴)、妊娠経過(羊水量)、胎児心拍数陣痛図の判読所見について、記載されていなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置は詳細を記載することが必要である。

- (4) 血液ガス分析装置がない場合は、臍帯動脈血を採取し、搬送先 NICU に測定を依頼することが望まれる。

【解説】本施設は、「事例の概要についての確認書」によると検査機器を保有しておらず臍帯動脈血ガス分析を実施できなかったとされている。血液ガス分析装置がない場合は、臍帯動脈血を採取し氷温に保存、NICU 搬送時に渡し、NICU で測定することも一つの方法である。

(5) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、胎児発育不全や胎盤機能不全が疑われる場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 早産期または低出生体重児の脳性麻痺発症の原因や病態生理に関して、更なる研究の推進が望まれる。

イ. 骨盤位に対する外回転術の施行にあたって適応や要約を定めたガイドラインの作成が望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」には、外回転術の詳細な適応や要約に関する記載がなされていない。

(2) 国・地方自治体に対して

国・地方自治体には、今後も引き続き、産科医不足の解消に資する施策を検討することが望まれる。